

2019年12月吉日

旧関西アーバン銀行店舗で
貸金庫をご利用のお客さまへ

関西みらい銀行

貸金庫のご契約内容変更にかかるお知らせ

平素は弊社の貸金庫をご利用いただきありがとうございます。

さて、弊社の事務システム統合に伴い、2020年4月より貸金庫のご契約期間を“4月1日~翌年3月末まで（以後1年間ごと更新）”に統一し、それに合わせて使用料（消費税等込み）を“契約開始月（4月）に1年間分前払い”とするよう変更させていただきます。

上記変更に伴い、2020年4月20日に2021年3月31日までの一年間の使用料をご指定口座よりお引落しさせていただきますとともに、現在のご契約期間と変更後のご契約期間の重複期間に相当する使用料を月割で計算のうえお返しいたします。

本件対応に関しましては、2020年4月20日までに全てのお手続きを完了いたしますので何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

今後ともより一層皆さまにご満足いただける金融サービスを提供し、地域の皆さまとともに歩み、成長する銀行の実現を目指してまいりますので、引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

【貸金庫契約の変更内容】

	変更前	変更後
ご契約期間	<u>ご契約更新日から1年後の応答日の前月末まで（以後1年間ごと更新）</u> ※ ご契約更新日はお客さまによって異なります	<u>4月1日から1年後の応答日の前月末（3月末日）まで（以後1年間ごと更新）</u> ※ 全てのお客さまが同一となります。
使用料 （消費税等込み）	<u>ご契約月の所定日に1年間分</u> を前払い	<u>4月20日（休日の場合は翌営業日）</u> に1年間分を前払い

※ 現在、使用料をお支払済のご契約期間と4月20日にお支払いいただく変更後のご契約期間で重複期間に相当する使用料は月割で計算しお返しすることで、お客さまのご負担（年額ベースのお支払額）が変わらないようにいたします。

【本件にかかるお問合せ先】

お客さま照会センターまでご連絡ください。

フリーダイヤル 0120-182-111

【受付時間】 銀行営業日の9:00～17:00